

令和8年度山口県公立高等学校入学者選抜実施大綱

1 募 集

(1) 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者が応募できる。

ア 中学校又はこれに準ずる学校（以下「中学校」という。）の卒業者

イ 令和8年3月中学校卒業見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

(2) 募集方法

ア 募集は、第一次募集、特色選抜、第二次募集及び秋季入学者選抜とする。

第二次募集は、第一次募集の選抜の結果、合格者が募集人員に満たない学校、学科（体育コースは学科とみなす。以下同じ。）について実施する。

イ 専門教育を主とする学科のうち、農業、工業、商業、水産に関する学科のそれぞれに属する2以上の小学科について、一括して募集（くくり募集）を行うことができる。

また、文理探究科に属する学科は、くくり募集を行うことができる。

令和8年度にくくり募集を行う学校、学科は、次のとおりである。

	学 校	該 当 す る 学 科
1	山口県立岩国高等学校	人文探究科，理数探究科
2	山口県立山口高等学校	文科，理数科
3	山口県立宇部高等学校	人文社会科学科，自然科学科
4	山口県立下関西高等学校	人文社会科学科，自然科学科
5	山口県立萩高等学校	人文社会科学科，自然科学科
6	下関商業高等学校	商業科，情報処理科

(3) 通学区域

高等学校全日制課程の通学区域は、県内全域とする。

2 第 一 次 募 集

(1) 志願状況調査

県内各中学校長は、第一次募集に出願を予定する在籍生徒について、令和8年1月30日（金）時点における高等学校・課程・学科別の第一志願者数を調査し、その結果を令和8年2月5日（木）から2月6日（金）正午までに山口県教育委員会に報告する。

(2) 出 願

志願者は、2以上の学校に出願することはできない。ただし、同一の学校については、他の課程、他の学科又は本・分校を第二志願として出願することができる。

出願の期間は、令和8年2月13日（金）から2月24日（火）午前10時までとする。

(3) 学力検査

ア 検査教科

国語、社会、数学、理科及び英語（英語はリスニングテストを含む。）

イ 配 点

各教科とも50点とする。

なお、傾斜配点を実施する学校、学科は別紙のとおりである。

ウ 実施期日等 令和8年3月5日（木）

時 限	教 科	検 査 時 間
1	国 語	9：00～ 9：50 （50分）
（ 休 憩 ）		
2	数 学	10：10～11：00 （50分）
（ 休 憩 ）		
3	英 語	11：20～12：10 （50分）
（ 昼 食 ）		
4	社 会	13：00～13：50 （50分）
（ 休 憩 ）		
5	理 科	14：10～15：00 （50分）

エ 検査会場

志願先高等学校（分校に入学を志願する者は、原則として本校において、また、次の学校に入学を志願する者は、志願する課程・学科にかかわらず、検査会場として指定する校舎・分校において受検する。）

	学 校	検 査 会 場
1	山口県立山口農業高等学校西市分校	西 市 分 校
2	山口県立大津緑洋高等学校	大 津 校 舎

オ 定時制課程における特例措置

定時制課程において、令和8年4月1日現在、満18歳以上の志願者で、特例措置を希望する者については、学力検査を行わず、小論文でこれに代えることができる。ただし、山口県立山口松風館高等学校の昼間部（午前部・午後部）を志願する者については適用しない。

(4) 面接等

第一次募集において、面接・小論文・実技検査を実施できる。

なお、面接・小論文・実技検査を実施する学校、学科は、別紙のとおりである。

ア 面接

面接は、学力検査の前日・当日・翌日のうち、高等学校長が定める日時に実施する。

イ 小論文・実技検査

小論文・実技検査は、学力検査の当日及び翌日のうち、高等学校長が定める日時に実施する。

(5) 選 抜

選抜は、中学校長から送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績及び面接、小論文、実技検査の結果等を資料として、各高等学校、学科の教育を受けるに足る能力・適性等を判定し、高等学校長が行う。

ア 選抜の資料

(ア) 調査書

(イ) 学習及び行動の記録集計表

(ウ) 学力検査

(エ) 面接・小論文・実技検査・自己申告書

イ 選抜の方法

(ア) 高等学校長は、選抜に当たっては、調査書を重視する。その際、調査書の「学習の記録」と学力検査の成績は同等に取り扱うとともに、調査書の「学習の記録」以外の記載事項及び面接、小論文、実技検査の結果等も十分考慮する。

なお、帰国生徒及び外国人生徒については、海外経験等を十分考慮する。

(イ) 選抜に当たっては、初めに、第一志願者を対象として前段選抜を行い、募集人員のうちの一定の人数を合格内定者とする。次に、第一志願者のうち前段選抜で合格内定とならなかった者に第二志願者を加えて、後段選抜を行う。

ただし、文理探究科（山口県立徳山高等学校においては、文科又は理数科とする。以下同じ。）を設置している学校においては、文理探究科を第一志願、普通科を第二志願とする者のうち、文理探究科で合格内定とならなかったものについて、普通科の選抜において、普通科を第一志願とする者と同等に選抜を行う。

(ウ) 高等学校長は、入学定員の一部について、学力検査の成績が一定以上であれば、学校、学科・コースの特色に応じ、調査書及び面接、小論文、実技検査の結果等によって選抜（以下「調査書等による選抜」という。）を行うことができる。

なお、調査書等による選抜により合格内定とすることができる人数は、入学定員の20%に相当する人数以内とし、この範囲内で高等学校長が定める。

(エ) 調査書等による選抜は、(ア)、(イ)の選抜で合格内定とならなかった者を対象として行う。

なお、調査書等による選抜を実施する学校、学科は、別紙のとおりである。

ウ 選抜結果の発表

合格者については、令和8年3月12日（木）午前10時に中学校長及び本人に通知する。

3 特色選抜

(1) 実施学校・学科等

特色選抜は、全日制課程及び定時制課程において実施する。
特色選抜を実施する学校、学科等は、別紙のとおりである。

(2) 応募資格

令和8年3月中学校卒業見込みの者で、次のア、イの各号に該当し、合格内定となった場合には、当該高等学校への入学を確約できるものが応募できる。

ア 当該学校、学科・コースに対する適性及び興味・関心を有し、志願の動機、理由が明白、適切であるとともに、当該学校、学科・コースの教育課程を修了するに足る能力を有すること。

イ 高等学校長が定める出願要件を満たしていること。

高等学校長が定める出願要件は別紙のとおりである。

(3) 出願の期間

令和8年1月21日（水）から1月28日（水）午前10時までとする。

(4) 面接等

特色選抜において、個人面接を実施する。また、学校独自検査を実施できる。

個人面接及び学校独自検査は、令和8年2月4日（水）に志願先高等学校において実施する。ただし、1日で実施できない高等学校にあっては、2月5日（木）にも行うことができる。

学校独自検査を実施する学校、学科は、別紙のとおりである。

(5) 選 抜

選抜は、中学校長から送付された調査書、志願理由書及び個人面接、学校独自検査の結果等を資料として、高等学校長が行う。

選抜結果は、令和8年2月12日（木）午前10時以降に中学校長及び本人に通知する。

なお、合格者については、3月12日（木）午前10時に第一次募集の合格者にあわせて発表する。

4 第 二 次 募 集

(1) 実施学校・学科等

第二次募集を実施する学校、学科等については、令和8年3月12日（木）に発表する。

(2) 応募資格

令和8年度山口県公立高等学校入学者選抜のための学力検査を受検した者（病気等の理由で学力検査を受検できなかった者を含む。）で、公立高等学校の入学確定者以外のものが応募できる。

なお、定時制課程については、学力検査を受検しなかった者も応募できる。

(3) 出 願

出願は、第一次募集に準じて行う。ただし、第一次募集で出願したものと同一の志願先（第二志願を含む。）に出願することはできない。

出願の期間は、令和8年3月13日（金）から3月18日（水）午後2時までとする。

(4) 面 接 等

第二次募集において、個人面接を実施する。また、小論文・実技検査を実施できる。

個人面接、小論文及び実技検査は、令和8年3月23日（月）に志願先高等学校において実施する。

なお、小論文・実技検査を実施する学校、学科については、令和8年3月12日（木）に発表する。

(5) 選 抜

選抜は、第一次募集に準じて行う。

なお、合格者については、令和8年3月24日（火）正午に中学校長及び本人に通知する。

5 秋季入学者選抜

(1) 実施学校及び募集人員

秋季入学者選抜は、山口県立山口松風館高等学校定時制課程〔普通科〕において実施する。

募集人員は、入学定員の５％に相当する人数に、第二次募集において募集人員に満たなかった場合の欠員分を加えた数とする。

(2) 応募資格

中学校の卒業者又は学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第９５条の各号のいずれかに該当する者で、出願の時点において、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に定める学校に籍を有していないものが応募できる。ただし、高等学校又はこれに準ずる学校の単位を修得している者は出願することができない。

(3) 出願の期間

令和８年７月２８日（火）から８月３日（月）午前１０時までとする。

(4) 面接等

秋季入学者選抜において、個人面接及び小論文を実施する。

個人面接及び小論文は、令和８年８月１９日（水）に実施する。

(5) 選 抜

選抜は、中学校長が発行した調査書及び個人面接、小論文の結果等を資料として、高等学校長が行う。

選抜結果は、令和８年８月２６日（水）午前１０時以降に中学校長及び本人に通知する。

6 そ の 他

この大綱に定めるもののほか、公立高等学校の入学者選抜に関し必要な事項は、山口県教育委員会が実施要領で定める。